

#	ツリー構成			標準仕様案 (事前意見照会結果を反映)	第2回検討会における論点・留意点
	業務	事務	作業		
1	生活保護	面接相談	照会	①相談者の情報に基づいて、過去の相談歴、保護歴の確認ができること。また、照会の際には、検索条件（氏名（通称名）、氏名カナ、郵便番号、住所、生年月日、宛名番号（相談番号）、相談年度（相談履歴ありの場合）、相談日（相談履歴ありの場合）、ケース番号（保護歴ありの場合）、地区、担当者、相談先福祉事務所、保護受給状況）を指定して、検索ができること。その際、あいまい検索もできること。 ※世帯主名だけではなく、世帯員名でも検索が行えること。 ②世帯住所や受給者氏名が変更された場合、変更後も以前の履歴情報が随時参照可能であること。 ・面接相談時に、保護費概算を算出できること。	・照会業務を行う際に使用する検索のキーとして、氏名(通称名)・氏名カナ・郵便番号・住所・生年月日・宛名番号（相談番号）・相談年度（相談履歴ありの場合）といった項目が検索条件として必要になるか。 ⇒事前意見照会結果を踏まえ、検索条件として以下のキーを追加 氏名カナ、郵便番号、住所、生年月日、宛名番号（相談履歴ありの場合）、相談日（相談履歴ありの場合）（保護歴ありの場合）、地区、担当者、相談先福祉事務所 況
2	生活保護	面接相談	相談内容登録	①相談内容の登録・修正・削除・照会ができること ※住民登録がない者の情報も入力できること また、以下の情報の登録・修正・削除・照会ができること。 ・相談内容について 【管理項目】 ・相談場所 ・相談員情報(複数登録可) ・相談理由 ・相談内容の詳細 ・相談時の助言事項 ・相談員の所見 ・家庭の状況 ・他法の加入・受給状況及び有無(健康保険、国保、共済、労災、傷病手当金、自賠責、雇用保険) ・資産の有無(住居、資産状況、年金情報、生命保険情報、負債状況、相続情報) ・負債の有無 ・預貯金・現金の保有状況 ・ライフライン及び健康保険の滞納状況 ・制度の説明状況（保護のしおりを用いて説明したか） ・来訪者氏名（漢字・カナ） ・住所 ・郵便番号 ・電話番号 ・同行者情報（身内、雇用主、家主） ・聞取りシート ・面接番号 ・申請意思 ・保護歴 ・面接日時 ・相談回数 ・他施策における相談状況 ・相談日 ・相談結果 ・相談経路 ・来訪者情報 ・来訪者情報の複数記載 ・交付書類(チェック制) ・世帯類型 ・健康状態、通院先、病名 ・収入の有無、種類 ・相談時間 ・家賃滞納状況 ・DV、虐待等の情報 ・住宅契約期間 ・公営住宅管理番号 等 要保護者について 【管理項目】 ・世帯主氏名（漢字・カナ） ・住民を識別する番号（住民番号等） ・住所 ・郵便番号 ・電話番号 ・生年月日 ・年齢 ・性別 ・本籍地 ・地区 ・地区No ・民生委員 ・相談情報 ・扶養義務者 ・続柄 ・生活状況 ・同行者 ・国籍、旧姓、外国人本名、外国人カナ ・在入（居宅者・入院者・施設入所者等の登録） 等 世帯員(※扶養義務者を含む) 【管理項目】 ・本籍 ・戸籍筆頭者 ・氏名（漢字・カナ） ・住民を識別する番号（住民番号等） ・生年月日 ・年齢 ・性別 ・続柄 ・学歴 ・職業 等 ②相談の記録を入力する際に、世帯の情報を住民記録データからまとめて取り込むことができること。その際、以下の機能が実装されていること。 ・住民記録データから取り込む際には、住民記録上の世帯員をまとめて取り込むことができること。また、取り込んだ世帯員を任意に削除できること。 ・受給中世帯への転入があった場合、住民記録データから取り込み、世帯員を追加できること。 ・扶養義務者の登録・修正・削除・照会においても、住民の場合、住民記録データからの検索が行え、住所・氏名の入力作業についての省力化ができること。 ・住基支援措置等のDV・虐待等情報の注意事項情報を連携・登録でき、ケース検索時に注意喚起ができること。 ③世帯 / 個人台帳要件として、任意の管理項目が登録・修正・削除・照会できること。 ④過去の相談歴、保護歴の確認ができること。また、相談歴がある場合には、その情報を引き継いで、新規の相談内容の登録・修正・削除・照会ができること。また、過去の相談情報の修正/削除もできること。 ⑤相談情報については、特定の項目で検索・集計できること。(例：相談年月日、面接員、相談内容、指導結果) ⑥ケース記録の検索について、関連する言葉で検索し、直接個別のケース記録を見ることができること。 ⑦相談者へ指示した提出書類一覧を登録、削除できること。また、相談・申請時に受理した書類があれば、「受理済」であることが登録・判別することができること。	・事前意見照会結果を踏まえ、管理項目については以下の追加 【追加】 ・相談日 ・相談結果 ・相談経路 ・来訪者情報 ・来訪者情報の複数記載 ・交付書類(チェック制) ・世帯類型 ・健康状態、通院先、病名 ・収入の有無、種類 ・相談時間 ・家賃滞納状況 ・DV、虐待等の情報 ・住宅契約期間 ・公営住宅管理番号 ・国籍、旧姓、外国人本名、外国人カナ ・在入（居宅者・入院者・施設入所者等の登録） 【削除】 ・不動産仲介業者が記載した「入居住宅状況通知書」 【修正】 ・住基No ⇒ 住民を識別する番号（住民番号等） ・学歴 ⇒ 学歴（世帯員） ・意見照会結果を踏まえ、要件種別及び以下の機能を追加 －住基支援措置等のDV・虐待等情報の注意事項情報をケース検索時に注意喚起ができること。 －相談者へ指示した提出書類一覧を登録、削除できること。 同時に受理した書類があれば、「受理済」であることが登録・判別できること。

#	ツリー構成			標準仕様案 (事前意見照会結果を反映)	第2回検討会における論点・留意点
	業務	事務	作業		
3	生活保護	面接相談	申請書の作成	①以下の帳票を作成できること。 ・保護申請書 ・収入申告書 ・資産申告書 ・同意書 ・給与証明書 ・住宅補修計画書 ・生業計画書 ・家賃・間代・地代証明書 ・葬祭扶助申請書 ・自立計画書 ・公営住宅委任状 ・代理納付委任状 ・登記事項証明書・閉鎖謄本・抄本申請書 ②一括で申請書を発行する場合は申請書毎に両面印刷ができること。 ③親族連絡先を一覧で確認できること	-
4	生活保護	面接相談	面接記録票の作成	①以下の帳票を作成できること。 ・面接記録票(過去の面接記録票を含む) ②来訪者の情報について、一覧で確認できること。	-
5	生活保護	保護の開始申請受付及び訪問調査	住登外の登録	①住登外情報を登録・修正・削除・照会できること。	-
6	生活保護	保護の開始申請受付及び訪問調査	申請情報の登録	①申請情報を登録・修正・削除・照会できること。申請情報登録時に相談業務で入力していた世帯情報を引き継げること。 ②以下の情報についても、登録・修正・削除・照会できること 【管理項目】 ・担当 ・地区 ・申請日 ・級地 ・冬季加算区分 ・職種 ・申請区分（新規or増員） ・増員時の増員先ケース番号 ③ケース番号を付番せずとも申請情報を管理できること。 ③保護申請世帯の以下情報を登録できること。 【管理項目】 ・負債 ・資産 ・住所 ・住基番号 ・国籍 等 ④住所は以下をそれぞれ管理できること。 【管理項目】 ・保護地住所 ・住登住所 ・前住所 ・前々住所 等	-
7	生活保護	保護の開始申請受付及び訪問調査	初回訪問予定登録	①要保護者への初回訪問日を登録・修正・削除・照会できること	・事前意見照会を踏まえ、初回訪問（面談内容の実態調査）日の登録・管理等は自治体にどのような効果が見込めるを受領しており、効果が見込めない場合は不要な機能・業 良いか。
8	生活保護	保護の開始申請受付及び訪問調査	初回訪問結果登録	①訪問実績を登録・修正・削除・照会できること。 【管理項目】 ・訪問日 ・結果 等 ②以下の帳票を作成できること。 ・ケース記録票 ③登録情報をケース記録票に自動反映できること。	-
9	生活保護	保護変更	保護申請書等の作成	①以下の帳票を作成できること。 ・保護変更申請書 ・収入申告書	-

#	ツリー構成			標準仕様案 (事前意見照会結果を反映)	第2回検討会における論点・留意点
	業務	事務	作業		
				⑦過支給が発生した場合に、次回支給月以後の収入充当、現金での返還、返還免除のいずれかを選択し、登録・修正・削除・照会できる ・複数の処理を選択できること。 ・現金での返納で決定した場合でも、収入充当予約に変更できること。 ・収入充当は複数月での認定が可能で、充当回数、終了月の設定、端数は終了月合算・分離・初回月合算の選択ができること。 ・基準額及び一時扶助の過払は相互に収入充当（相殺）が可能であること。 ⑥追加支給が発生した場合に、定例支給、随時支給から選択し、登録・修正・削除・照会できること。 ・追加支給額は、代理納付も含め、複数の支払先へ振り分けができること。 ⑧保護変更に関する各種認定について、一括認定処理ができること。 ・基準改定、年齢改定は自動処理とし、改定時の設定は制度運用に合わせて適時処理が可能であること。 ・冬季加算の停止、期末一時扶助対象外の入力が行えること。 ・施設入所者において、入所施設毎に期末一時扶助の支給方法の設定ができること。 ・処理内容のチェックリストの出力が可能なこと。	-
14	生活保護	保護変更	保護決定調書等の作成	①以下の帳票を作成できること。 ・保護決定調書 ・生活扶助基準額計算根拠調書 ・保護台帳 ・査察指導簿 ・生活保護開始・廃止等連絡票 ・ケース記録票 ・変更処理において決裁が不要な場合には、決裁欄に決裁が不要ことが分かるように表示されること。 ・保護変更決定事由の根拠条文は、登録されている内容から選択できること。 ②一括認定処理の対象者、対象外情報を一覧で確認できること ③収入・必要経費内訳、一時扶助の一括認定、一時扶助申請受理状況、住宅入居者、収入のある対象者、世帯分離世帯、被保護者の名簿、就学児童、65歳到達者、稼働年齢層、暴力団ケース、受給証明書の発行者、基準額、一括決裁、未決裁、一括訂正、生活基準経過的加算、他法該当者、介護保険料、認定している介護保険料と介護保険料所管課の介護保険料データの突合結果、社会保険該当者、身体療育手帳・身体障害者手帳・精神手帳の保有状況、介護保険料データ取込結果、保護変更予定、廃止・開始ケース、付設替え・名寄せ・紐付、DV情報の登録状況、統合番号連携システム照会結果、勤労収入月額、年金認定額、介護保険料代理納付予定者、介護保険料代理納付削除者、住宅費代理納付削除者、住宅費代理納付突合結果、住宅費代理納付予定者、施設事務費一括改定、施設事務費一括処理更新、日ごとの支給した扶助費内訳、交付した介護券、交付した医療券、介護保険料代理納付突合結果、給食費代理納付予定者、給食費代理納付削除者、徴収金の相殺を行っている保護世帯、債権の分納情報の変更状況、介護情報、介護券発券時エラー・警告対象、集合介護券発行した対象の介護機関とサービス種別、本人支払額、代理納付する際に別途支給欄を設定している対象者、増員日・減員日・国籍変更、日住委託事務費単価、各種機関入出力、各種機関の登録情報、支給先・医療・介護のマスタを現在使用しているケース、機関情報取込エラー、機関情報更新結果の情報を一覧で確認できること。	-
15	生活保護	保護変更	保護決定通知書等の作成	①以下の帳票を作成できること。 ・保護変更決定通知書 ・民生委員通知書 ・学童異動連絡票 ・被保護世帯票 ・過払金収入充当通知書 ・決定通知書の非出力、出力枚数、通知先の設定、変更ができること。 ・送付先として医療機関、介護機関、施設、民生委員、扶養義務者の選択設定、宛先登録ができること。 ・自由入力可能な決定事由欄も用意されており、自由入力した決定事由は決定調書や決定通知書に出力ができること。 ・保護決定通知書の出力と同時に、民生委員通知書の出力ができること。また、保護決定通知書、民生委員通知書は単独での出力もできること。 ・教示文の印字の有無を選択できること。 ②宛名プリントを作成した相手先機関、介護券送付先、被保護者異動連絡票を出力した対象者の情報を一覧で確認できること。	・事前意見照会結果を踏まえ、一部の機能を除き必須の機能とする
16	生活保護	29条調査（金融機関調査）	調査先情報登録	①関係機関調査情報を登録・修正・削除・照会できること。 ②地区毎に標準調査先の設定が行えること。 ③調査の内容についてパターン登録ができること。 ④調査書発行情報を一覧で確認できること。 ⑤調査先ごとに以下の管理ができること。 【管理項目】 ・発行日 ・回答期限 ・回答登録日 ・回答日 ・保有・加入の有無 ・件数 ・残高 - 等	-
17	生活保護	29条調査（金融機関調査）	調査票作成	①要保護者または被保護者の金融の法第29条調査用の以下の帳票を作成できること。 ・29条調査書発行伺い ・29条調査依頼書（銀行本店一括） ・29条調査回答書（銀行本店一括） ・29条の規定に基づく回答書兼被調査者名簿 ②世帯・個人単位で作成が行えること。 ③調査票の一括発行ができること。 ④調査先に応じた帳票種類（本店一括・支店・その他金融）を自動判別できること。 ⑤調査票回収状況情報を一覧で確認できること。	-
18	生活保護	29条調査（金融機関調査）	回答状況登録	①29条調査の調査内容、回収状況、回答日、回答内容をケース、調査先ごとに一括で登録・修正・削除・照会できること。	-

#	ツリー構成			標準仕様案 (事前意見照会結果を反映)	第2回検討会における論点・留意点
	業務	事務	作業		
19	生活保護	29条調査（金融機関調査）	調査先情報登録（支店・その他金融）	①関係機関調査情報を登録・修正・削除・照会できること。 ②地区毎に標準調査先の設定が行えること。 ③調査の内容についてパターン登録ができること。 ④調査書発行情報を一覧で確認できること。 ⑤調査先ごとに以下の管理ができること。 【管理項目】 ・発行日 ・回答期限 ・回答登録日 ・回答日 ・保有・加入の有無 ・件数 ・残高 等	-
20	生活保護	29条調査（金融機関調査）	調査票作成(支店・その他金融)	①要保護者または被保護者の金融の法第 2 9 条調査用の以下の帳票を作成できること。 ・29条調査書発行伺い ・29条調査依頼書（支店・その他金融） ・29条調査回答書（支店・その他金融） ・29条の規定に基づく回答書兼被調査者名簿 ②世帯・個人単位で作成が行えること。 ③調査票の一括発行ができること。 ④調査先に合わせた文書の発行ができること。 ⑤調査票回収状況情報を一覧で確認できること。	-
21	生活保護	29条調査（金融機関調査）	回答状況登録（支店・その他金融）	①29条調査の調査内容、回収状況、回答日、回答内容をケース、調査先ごとに一括で登録・修正・削除・照会できること。	-
22	生活保護	29条調査（金融機関以外の関係機関（生命保険、自動車、年金等）調査）	調査先情報登録	①関係機関調査情報を登録・修正・削除・照会できること。 ②地区毎に標準調査先の設定が行えること。 ③調査の内容についてパターン登録ができること。 ④調査書発行情報を一覧で確認できること。 ⑤調査先ごとに以下の管理ができること。 【管理項目】 ・発行日 ・回答期限 ・回答登録日 ・回答日 ・保有・加入の有無 ・件数 ・残高 等	-
23	生活保護	29条調査（金融機関以外の関係機関（生命保険、自動車、年金等）調査）	調査票作成	①保護申請世帯（要保護者、被保護者）の保険・年金等の法第 2 9 条調査用の以下の帳票を作成できること。 ・29条調査書発行伺い ・29条調査依頼書（保険・共済） ・29条調査回答書（保険・共済） ・29条調査依頼書（年金） ・29条調査回答書（年金） ・29条調査依頼書（自動車） ・29条調査回答書（自動車） ・29条調査依頼書（年金担保） ・29条調査回答書（年金担保） ・29条調査依頼書（証券） ・29条調査回答書（証券） ・29条調査依頼書（借財・借金） ・29条調査回答書（借財・借金） ・29条調査依頼書（課税） ・29条調査回答書（課税）	-
				・29条調査依頼書（生命保険一括） ・29条調査回答書（生命保険一括） ・29条調査依頼書（ハローワーク） ・29条調査回答書（ハローワーク） ・29条の規定に基づく回答書兼被調査者名簿 ②世帯・個人単位で作成が行えること。 ③調査票の一括発行ができること。 ④調査先に合わせた文書の発行ができること。 ⑤複数の調査先選択操作により一括出力ができること。 ⑥世帯員増の場合に増員分のみ生活保護法第2 9 条調査を発行できること。 ⑦調査票回収状況情報を一覧で確認できること。	-
24	生活保護	29条調査（金融機関以外の関係機関（生命保険、自動車、年金等）調査）	回答状況登録	①29条調査の調査内容、回収状況、回答日、回答内容をケース、調査先ごとに一括で登録・修正・削除・照会できること。また、登録した情報を一覧で確認できること。	-
25	生活保護	29条調査（金融機関以外の関係機関（資産、その他）調査）	調査先情報登録	①関係機関調査情報を登録・修正・削除・照会できること。 ②地区毎に標準調査先の設定が行えること。 ③調査の内容についてパターン登録ができること。 ④調査書発行情報を一覧で確認できること。 ⑤調査先ごとに以下の管理ができること。 【管理項目】 ・発行日 ・回答期限 ・回答登録日 ・回答日 ・保有・加入の有無 ・件数 ・残高 等	-

#	ツリー構成			標準仕様案 (事前意見照会結果を反映)	第2回検討会における論点・留意点
	業務	事務	作業		
				③加算の認定を削除することなく、加算の停止を登録し、決定調書に表記できること。 ④保護新規開始月に遡って変更処理する場合にも、すでに決裁済みの保護決定は削除せずに正しい計算ができ、遡及変更ができること。 ⑤被保護者の世帯情報、個人情報及び収入情報を入力することにより、基準額、日割計算(期末一時扶助を除く)、加算の重複調整、基礎控除を考慮した保護費の自動計算ができること。 (保護費計算) ・別居している者の生活扶助二類の計算できること。 ・多人数世帯におけるⅠ類額の進減率計算できること。 ・救護施設入所者の入退所の日割計算できること。 ・施設入所者の生活扶助基準級地の自動設定・計算できること。 ・家賃、一時扶助などの限度額があるものについては、保護決定時に限度額のチェックができること。 ・教育扶助認定の給食費は学校/学年単位に1 2 カ月それぞれの月に基準額を設定できること。 ・同時認定が許可されていない内容については、論理チェック機能にて事前にチェックができること。 ・介護保険料を代理納付する場合、収入充当を行わない、あるいは、収入充当順位を下げ代理納付を優先することができること。 ・技能習得手当については、生業扶助（技能習得費）に収入充当ができること。 ・生活保護法による各種日割り計算に対応できること。 ・1ヶ月以内での入退院、入退所の日割り計算に対応できること。 ・本人支払額が発生している世帯には、一括で本人支払額の認定、変更が行えること。 (収入登録、計算) ・個人に対し複数の就労収入、就労形態（常勤、不安定就労など）及び就労日数を登録できること。 ・就労形態（常勤、不安定就労など）や就労日数も登録・修正・削除・照会ができること。 ・3か月分の収入額・交通費・社会保険料・雇用保険料の平均値計算できること(月ごとの実額を入力し算出)。 ・就労収入の複数月平均を計算する際には、月ごとの実額を入力し算出できること。 ・賞与認定において、分割して認定ができること。また、分割した額をあらかじめ登録・修正・削除・照会ができ、額が変更となる場合、自動的に認定変更ができること。 ・加算の重複調整は自動でできること。 ・一時扶助の認定上限額のチェックができること。また、一時扶助の業者払いができること。 ・通常の保護決定の収入充当・自己負担金・日割り計算などに全く影響のない、独立した一時扶助の認定が行えること。 ・実費控除については、世帯員単位に設定ができること。 ・保護決定計算時に、生活保護法で同時認定が許可されていない内容などについては、論理チェック機能にて事前にチェックができること。 ・家賃、一時扶助などの限度額があるものについては、保護決定時に限度額のチェックができること。 ・未成年者控除や、基礎控除の一人目、二人目などが正しく入力されるよう、事前にチェックが行えること ・最低生活費からの余剰収入は翌月以降への収入充当とすることができること。 ・世帯における医療機関あるいは介護機関、または入所施設事務費への優先順位を設定できること。	・⑤機能群について、必須機能はどれにすべきか ⇒意見照会を踏まえ、先のとおり見直しているが、一部機能能とするが良いか。
				⑥世帯及び世帯員の属性変更予定（各種認定期間、介護保険料、代理納付）を予め登録し、変更時期に自動で変更が反映されるように設定できること。 (認定期間) ・加算の認定終了年月を登録・修正・削除・照会することができ、終了年月の翌月に自動的に削除されること。 ・年金・手当・各種就労外収入の認定終了年月を登録・修正・削除・照会が行え、終了年月の翌月に自動的に削除されること。 ・年金・手当であらかじめ変更する内容を前もって登録・修正・削除・照会が行え、時期がきたら自動的に認定され調書の出力が行えること。 ・一時扶助の認定終了年月の登録・修正・削除・照会ができ、指定さてた年月の翌月に自動削除されること。 (介護保険料) ・介護保険料加算・控除については、年度の期別賦課額を個別に登録・修正・削除・照会を可能とし、自動で金額変更が行えること。 (世帯員の年齢、就学状況) ・教育扶助該当者でない場合も、保育所、幼稚園、高等学校の入力が行えること。また、マスター登録がされていない場合でも手入力で登録できること。 ・進級・卒業の自動認定が行えること。 ・未成年者控除については年齢による自動解除が行われること。 ・新規就労控除については終了年月の指定を行い、自動で変更が行えること。 ・児童養育加算・母子加算について、児童の年齢・人数、級地に応じて自動計算、解除が行えること。	・③の機能群について、必須機能はどれにすべきか ⇒意見照会を踏まえ、⑥の機能群については全て必須機能とする
32	生活保護	保護開始の要否判定及び処分	保護決定関連書類の作成	①以下の帳票を作成できること。 ・保護決定調書 ・保護開始決定通知書 ・生活保護開始・廃止等連絡票 ・一時扶助決定調書 ・ケース記録票 ・保護台帳 ・民生委員通知書 ・日割計算書 ・医療機関連絡票 ・介護機関連絡票 ②過去に入力された全ての保護決定内容に関する出力ができること。 -保護決定調書や各種調査事務は管理者による決裁ができること。また、決裁欄は複数設置できるとともに、保護の異動の種類によって決裁が必要な場合には、決裁が不要であることを示す表現（斜線等）が出力されること。 -翌月に保護費がいくら支給されるのか、具体的な金額が記載される項目があること。 ③起案処理画面からケース記録を作成し、保護決定調書と同時に起案処理ができること。 ④毎月の最終的な保護決定調書の保存が可能な事。	-
33	生活保護	保護開始の要否判定及び処分	保護却下処理	①新規申請世帯の保護決定に関する全ての情報と保護要否判定の結果を入力できること。それに際し、以下の情報の登録・修正・削除・照会ができること。 -保護の決定事由については複数項目の登録・修正・削除・照会ができること。また、自由に決定事由を登録・修正・削除・照会ができること。 -自由入力可能な決定事由欄も用意されており、自由入力した決定事由は決定調書や決定通知書に出力ができること。 -遅延事由の登録・修正・削除・照会ができ、また、申請受理日からの日数チェックができること。 -該当世帯（却下世帯）の検診料を認定できること。 -要保護者から申請受理、申請中、保護決定、却下までの管理ができること。 -DV、ストーカーなど世帯、世帯員に対する注意事項が管理できること。また、管理されている注意事項は他の検索画面からも参照ができること。 -居住地とは別に保護決定通知書の送付先（病院や施設など）を指定できること。	-

#	ツリー構成			標準仕様案 (事前意見照会結果を反映)	第2回検討会における論点・留意点
	業務	事務	作業		
34	生活保護	保護開始の要否判定及び処分	保護却下関連書類の作成	①以下の帳票を作成できること。 ・保護申請却下通知書 ・却下決定調書 ②過去に入力された全ての保護決定内容に関する出力が行えること。 ・ケース記録票 ・境界層該当証明書 ・外国籍却下決定通知書 ・連絡票（民生委員用保護申請却下通知書） ③指定した期間（異動年月日、決裁年月日）の範囲において、発生した異動対象者の一覧を作成できること。一覧は「保護開始」「保護変更」「保護停止」「保護停止解除」「保護廃止」「世帯員開始」「世帯員廃止」を指定して出力できること。 ④起案処理画面からケース記録を作成し、保護決定調書と同時に起案処理ができること。 ⑤毎月の最終的な保護決定調書の保存が可能な事。 ⑥簡易的な決裁で運用する場合、保護決定調書にバーコードを出力し、バーコード消し込みによる決裁登録ができること。	-
35	生活保護	扶養能力調査	戸籍調査依頼書等の作成	①以下の帳票を作成できること。 ・戸籍謄本等発行依頼書発行伺い ・戸籍謄本等発行依頼書 ②戸籍調査情報を一覧で確認できること	-
36	生活保護	扶養能力調査	扶養義務者の登録	①要保護世帯、被保護世帯の世帯員ごとに、扶養義務者情報を登録・修正・削除・照会できること。 ・扶養義務者を複数人登録できること。 ・住民の場合、住民記録データからの検索が行え、住所・氏名が自動反映されること。 ・扶養義務者情報が登録されている世帯一覧が表示されること。 ②戸籍調査回答による扶養義務者情報について、以下の情報を登録・修正・削除・照会できること。 【管理項目】 ・世帯主名（漢字・カナ） ・住基No ・世帯員名 ・続柄 ・性別 ・生年月日 ・郵便番号 ・住所 ・電話番号 ・本籍地住所 ・戸籍筆頭者 ・職業 ・収入 ・調査要否 ・親疎状況 ・援助の種類・有無 ・担当C W ・回答日 ・回答内容 ・取扱方針 ・統計続柄 ・続柄順位 ・扶養義務者から見た世帯員の続柄 ・緊急連絡先 ・前回照会日 等	-
37	生活保護	扶養能力調査	調査方法の決定	①扶養義務者について、以下の項目を登録・修正・削除・照会できること。 1 扶養義務履行が期待できるか 2 1について生活保持義務関係にあるか 3 重点的扶養能力調査対象者か 4 直接照会可能か 5 管内に居住しているか ②扶養義務者について登録された情報に応じて、「生活保護問答集について」の一部改正について（令和3年3月30日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡）」別紙の判断フローに沿った調査方法の決定ができること。 （調査方法） ・関係先調査 ・扶養照会（書面・電話） ・扶養照会（実地） ・扶養調査は不要 ③要保護者がDVの支援対象者（併せて支援を求める者を含む）の場合、②で扶養照会を登録した場合にエラーとすることができること。審査の結果、扶養照会を行う場合には、エラーを一時解除できること。一時解除後、設定した時間経過後に自動で抑止状態に戻ること。抑止状態に戻るまでの時間を設定できること。 ④決定された調査方法について、手動で変更・削除・照会できること。 ・変更する場合は、変更理由を入力できること。	・③についてはデジタル庁からの方針を踏まえ、追加している
38	生活保護	扶養能力調査	扶養能力調査依頼書の作成	①以下の帳票を作成できること。 ・扶養義務調査依頼書発行伺 ・扶養義務調査依頼書 ・扶養届書 ・扶養義務調査依頼書発行伺(一括) ②①について、対象者を抽出した一括出力または全世帯一括出力ができること。 ③扶養義務者情報、扶養能力調査依頼書発行状況を一覧で確認できること。	-
39	生活保護	扶養能力調査	調査結果登録	①扶養能力調査結果の登録・修正・削除・照会できること。 ②扶養能力調査結果を一覧で確認できること	-
40	生活保護	扶養能力調査	扶養義務者台帳等の作成	①以下の帳票を作成できること。 ・扶養義務者台帳 ②扶養義務者からの扶養届の回収状況を一覧で確認できること。	-
41	生活保護	保護停止・廃止	弁明通知書の作成	①以下の帳票を作成できること。 ・弁明通知書	-

#	ツリー構成			標準仕様案 (事前意見照会結果を反映)	第2回検討会における論点・留意点
	業務	事務	作業		
42	生活保護	保護停止・廃止	保護停止登録	①継続ケースの世帯の変動に伴い、該当世帯停止の変更起案ができること。 ②加算の認定を削除することなく、加算の停止を登録することができ、決定調書にそのことを表記できること。 ③冬季加算の停止、期末一時扶助対象外の入力ができること。 ④保護開始、保護変更、保護停止、保護停止解除、保護廃止処理を行い各世帯及び世帯員の情報を入力することにより、手計算を行うことなく、基準額、日割計算、加算の重複調整、基礎控除を考慮した保護費の自動計算ができること。自動計算結果は手動で修正できること。 ⑤月の途中の変更における日割計算ができること。 ⑥廃止、停止決定後でも廃止、停止前の事由に基づき、過誤払いの決定、支払処理ができること。 ⑦入院・入所による保護費の累積に伴う一時的な支給停止処理ができること。 ⑧加算額のみを支給停止処理ができること。 ⑨開始、廃止、停止決定に伴う住宅費の非計上、日割、月途中での満額認定の処理ができること。 ⑩支払データ締め処理後に支給停止処理が可能なこと。 ⑪本人支払額が発生している世帯には、一括での本人支払額の認定、変更ができること。 ⑫停止理由をリストに登録し、登録済みリストから選択・登録をできること。また、手入力による登録もできること。 ⑬停止解除予定日が入力できること。 ⑭停止見込み期間の管理が行えること。	・事前意見照会結果を踏まえ、一部の機能を除き必須の機能とする。
43	生活保護	保護停止・廃止	保護停止 関連帳票出力	①以下の帳票を作成できること。 ・保護決定調書 ・保護廃止停止通知書 (最低生活費、就労収入及び就労収入外の保護決定・変更の入力を行うことにより保護決定・変更の決定調書及び決定通知書に反映され印刷できること。) ・生活保護開始・廃止等連絡票 ・民生委員通知書 ・ケース記録票 ・医療機関連絡票 ・介護機関連絡票 ・生活扶助基準額計算根拠調書 ②保護停止起案時に、保護受給対象期間外の一時扶助の決定が一覧で確認できること。 ③保護停止起案時に、保護受給対象期間外の介護・医療券の発券が一覧で確認できること。 ④支払いの保留が決定した世帯が一覧で確認できること。	-
44	生活保護	保護停止・廃止	保護廃止登録	①継続ケースの世帯の変動に伴い、該当世帯廃止の変更起案ができること。 ②前回の決定内容を削除することなく、遡及廃止ができること。 ③保護開始、保護変更、保護停止、保護停止解除、保護廃止処理を行い各世帯及び世帯員の情報を入力することにより、手計算を行うことなく、基準額、日割計算、加算の重複調整、基礎控除を考慮した保護費の自動計算ができること。自動計算結果は手動で修正できること。 ④保護廃止処理の際に、継続認定している一時扶助の取り消しが同時にできること。 ⑤廃止、停止決定後でも廃止、停止前の事由に基づき、過誤払いの決定、支払処理ができること。 ⑥開始、廃止、停止決定に伴う住宅費の非計上、日割、月途中での満額認定の処理ができること。 ⑦本人支払額が発生している世帯には、一括での本人支払額の認定、変更ができること。 ⑧月の途中の変更における日割計算ができること。 ⑨廃止理由をリストに登録し、登録済みリストから選択・登録をできること。また、手入力による登録もできること。	・事前意見照会結果を踏まえ、一部の機能を除き必須の機能とする。
45	生活保護	保護停止・廃止	保護廃止 関連帳票出力	①以下の帳票を作成できること。 ・境界層該当証明書 ・保護決定調書 (最低生活費、就労収入及び就労収入外の保護決定・変更の入力を行うことにより保護決定・変更の決定調書及び決定通知書に反映され印刷できること。) ・保護廃止停止通知書 ・生活保護開始・廃止等連絡票 ・民生委員通知書 ・ケース記録票 ・医療機関連絡票 ・介護機関連絡票 ・生活扶助基準額計算根拠調書 ・就労自立給付金申請書 ・就労自立給付金計算書 ②保護廃止起案時に、保護受給対象期間外の一時扶助の決定を一覧で確認できること。 ③保護廃止起案時に、保護受給対象期間外の介護・医療券の発券を一覧で確認できること。 ④支払いの保留が決定した世帯が一覧で確認できること。	-
46	生活保護	課税調査	課税情報の取り 込み	①所得連携データをシステムに取り込むことができること。 ②調査対象期間の年月を指定する事により、収入状況が確認できること。 ③収入申告額と課税の状況の突合ができること。 ④比較した差分情報について、一覧で確認できること。	・課税調査をシステム化していない自治体もあるが、業務負標準仕様とするが良いか。（最終的に標準仕様として位置ル序側の連携要件の検討結果をふまえ、検討） ⇒事前意見照会の結果を踏まえ、課税調査をシステム化しあるが、業務負荷軽減の観点から標準仕様とする。ただし、種別について必須とすべきか否かについては意見が分かれては実装が難しいところもあるといった意見がベンダー側からあて、オプションとして位置づけることでどうかと考えるが、この点について検討したい。
47	生活保護	課税調査	調査結果登録	①個人住民税システムと生活保護システムにおいて保有するデータの突合結果を、自動または手動で登録・修正・削除・照会できること。	・事前意見照会の結果を踏まえ、課税調査をシステム化するが、業務負荷軽減の観点から標準仕様とする。ただし、種別について必須とすべきか否かについては意見が分かれておは実装が難しいところもあるといった意見がベンダー側からあオプションとして位置づけることでどうかと考えるが、この点について検討したい。
48	生活保護	課税調査	突合結果の確認	①突合結果の情報について、一覧で確認できること。 ②修正申告によって賦課（所得） 変更となった場合、月ごとの差分についても一覧で確認できること。	・事前意見照会の結果を踏まえ、課税調査をシステム化するが、業務負荷軽減の観点から標準仕様とする。ただし、種別について必須とすべきか否かについては意見が分かれておは実装が難しいところもあるといった意見がベンダー側からあオプションとして位置づけることでどうかと考えるが、この点について検討したい。 ・意見照会結果を踏まえ、②の機能を追加。